

船舶事故調査報告書

令和4年5月25日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

|             |   |
|-------------|---|
| 事故種類        | 養殖施設損傷  |
| 発生日時        | 令和3年6月3日 22時50分ごろ   |
| 発生場所        | 岩手県大船渡市大船渡港<br>大船渡港珊瑚島南灯台から真方位227°500m付近<br>(概位 北緯39°01.9′ 東経141°43.4′)   |
| 事故の概要       | 貨物船第十八勝栄丸は、北北西進中、養殖施設に進入し、同施設が損傷した。   |
| 事故調査の経過     | 令和3年6月22日、主管調査官（仙台事務所）を指名<br>原因関係者から意見聴取手続実施済   |
| 事実情報        |   |
| 船種船名、総トン数   | 貨物船 第十八勝栄丸、997トン  |
| 船舶番号、船舶所有者等 | 134203、株式会社水嶋海事工業   |
| 乗組員等に関する情報  | 船長、三級（航海）   |
| 負傷者         | なし  |
| 損傷          | 本船 なし<br>養殖施設 桁ロープに切損   |
| 気象・海象       | 気象：天気 曇り、風向 南、風力 2、視界 良好<br>海象：波高 約0.5m   |
| 事故の経過       | <p>本船は、船長ほか7人が乗り組み、大船渡港に入港した後、港奥の予定錨泊場所に向け、船長が操船指揮を執り、航海士を操舵につけ、レーダーを作動させて手動操舵により、珊瑚島南方沖を北北西進していた。</p> <p>船長は、珊瑚島西側海域の可航幅や右舷方に視認した灯浮標の灯光（黄灯）を海図で確認した後、前方に視線を戻したところ、海面上に何かあると思い、慌てて機関を後進にかけた。</p> <p>船長は、船首甲板で錨泊の準備作業を行っていた甲板員に周囲の状況を確認させたところ、養殖施設には進入していないとの報告を受けたので、大丈夫だと思い、航行を再開した。</p> <p>本船は、漁業協同組合から養殖施設損傷の連絡を受けた海上保安庁により航跡等の調査が行われ、珊瑚島南西側に設置されている養殖施設（以下「本件施設」という。）に進入していたことが確認された。</p> <p>船長は、珊瑚島周辺海域に養殖施設が設置されていることは知っていたものの、使用していた海図は廃版となっており、本件施設の記載がなかったので、詳細な設置場所を把握していなかった。</p> <p>船長は、本事故当時、レーダー画面にうっすらとした判別しにくい映像を認めたが、同映像は偽像であると思い、レーダーの調整を適切に行っていれば、本件施設の存在に気付いたと本事故後に思った。</p> |

|                     |  |
|---------------------|--|
| <p><b>分析</b></p>    | <p>本船は、北北西進中、船長が、養殖施設の詳細な設置場所を知らずに航行を続けたことから、本件施設に進入し、本件施設が損傷したものと考えられる。</p> <p>船長は、珊瑚島周辺海域に養殖施設が設置されていることは知っていたものの、使用していた海図は廃版となっており、本件施設の記載がなかったことから、詳細な設置場所を知らずに航行を続けたものと考えられる。</p>   |
| <p><b>原因</b></p>    | <p>本事故は、夜間、本船が、北北西進中、船長が、養殖施設の詳細な設置場所を知らずに航行を続けたため、本件施設に進入し、本件施設が損傷したことにより発生したものと考えられる。</p>  |
| <p><b>再発防止策</b></p> | <p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 船長は、最新の海図、漁具定置箇所一覧図等で、航行予定海域における水路調査を十分に行い、養殖施設等の設置場所を把握しておくこと。</li> <li>・ 操船者は、レーダー画面で判別しにくい映像を認めた場合、レンジの切替え等の調整を行うなど、偽像かどうかを慎重に確かめること。</li> </ul> |